

2026年

協会けんぽ

3

月号

さが支部通信

職場内で回覧・掲示ください!



協会けんぽ佐賀支部
キャラクター
クスルン

令和8年度からの保険料率のお知らせです

令和8年3月分(4月納付分)からの保険料率について

佐賀支部の 健康保険料率

(変更前)

(変更後)

10.78%

▶ 10.55%

令和8年2月分(3月納付分)まで

令和8年3月分(4月納付分)から

全国一律の 介護保険料率

(変更前)

(変更後)

1.59%

▶ 1.62%

令和8年2月分(3月納付分)まで

令和8年3月分(4月納付分)から

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

令和8年4月分(5月納付分)から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

全国一律の 子ども・子育て支援金率

0.23% (新たにスタート)

※上記の保険料率に加えて、全国一律の子ども・子育て支援金率が加わります。

詳しくはこども家庭庁
ホームページをご覧ください。



●健康保険料と介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。

各種申請は電子申請がおすすめです

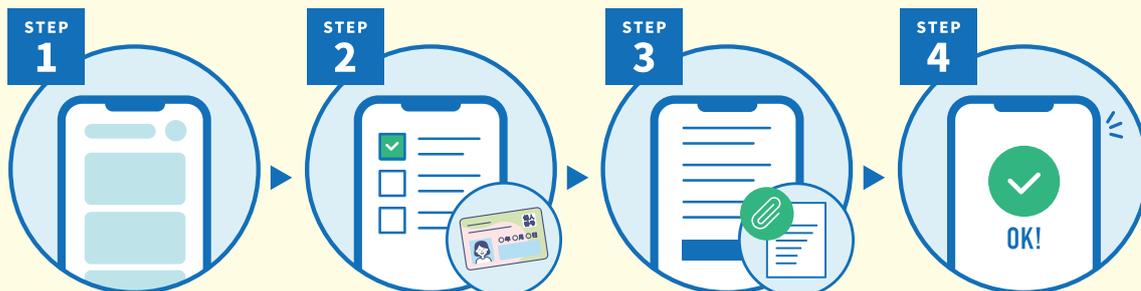
2026年1月13日
スタート

PCでもスマホでも

4ステップで **カンタン申請**

ご利用可能時間

平日 8時~21時



※電子申請の利用は下の二次元コードから、もしくは「協会けんぽ電子申請」で検索してください。

協会けんぽ 電子申請



ウェブサイト*またはアプリからログインして申請したい申請書を選択

マイナンバーカードを利用して協会けんぽの資格情報を取得

入力フォーマットに必要事項を入力し添付書類は電子ファイルをアップロード

申請手続き完了です!

退職後の健康保険のご案内

■退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

再就職等でお勤め先の健康保険に加入される場合を除いて、
「国民健康保険」「協会けんぽの任意継続」「ご家族の健康保険(被扶養者)」
 の3種類があります。



<加入先>	国民健康保険	協会けんぽの 任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
<手続き先>	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
<加入条件>	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください	退職日までに被保険者 期間が継続して 2か月 以上 あることが必要です 退職日の翌日から 20日 以内 に手続きが必要 です	ご家族が加入している健 康保険の扶養認定条件 を満たす必要があります ※ご家族の勤務先にお問 い合わせください
<保険料>	加入する世帯の人数や、 前年の所得などによって 決まります ●離職理由により保険料が 軽減されることがあり ます ●お住まいの市区町村に より保険料が異なります	退職時の保険料の 2倍 となります(金額には上限 があります) ●退職前に加入されていた 協会けんぽの支部とお住 まいの都道府県支部が 異なる場合等は、2倍の 金額にならない場合もあ ります ●保険料率の改定により、 加入期間途中で保険料 が変更となる場合もあ ります	被扶養者の保険料負担 はありません

高額療養費の多数該当については、協会けんぽの任意継続を選択した場合は通算されます。
 「国民健康保険」や「ご家族の健康保険(被扶養者)」を選択した場合は通算されません。

■協会けんぽの任意継続に加入したい場合の手続き方法は？

退職日までに継続して**2か月以上**の被保険者期間のある被保険者が、「健康保険
 任意継続被保険者資格取得申出書」を、退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土・
 日・祝日の場合は翌営業日まで)にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部までご
 提出ください(電子申請または郵送による提出にご協力をお願いします)。

